

論文

奈良時代権衡制度に関する一考察* —大小制の問題を中心として—

大隅 亜希子**

はじめに

古代の日本社会では、中国・朝鮮半島との交流を通して、中国で確立した計量制度が流入していた。そして、律令国家の確立期には、唐にならって雑令・関市令・職員令に、計量単位や計量方法に関わる諸制度が定められた⁽¹⁾。しかしながら、江戸時代の考証家狩谷掖斎以来の先学により指摘されているように⁽²⁾、律令に定められた計量制度は、必ずしも当時の度量衡の実態を反映しているとはいえない。なかでも、権衡（重量）の大制と小制の問題については、雑令に見える規定と諸史料における実際の使用例とが、あまりにかけ離れているため、令文の解釈のみでなく、奈良時代における権衡の実態の把握も困難にしてきたと言ってもよい。そこで本稿では、正倉院文書として伝来した帳簿の分析から、八世紀における大小制の実態について、あらためて考察することを試みたい。

本論に入る前に、日唐両令に定められた大制・小制について確認しておく。唐令拾遺雑令復旧第四条〔開元7年・25年令〕では、大制・小制の使い分けを次のように規定している。

諸積秬黍為度量權衡者、調_レ鐘律_一、測_レ晷景_一、合_レ湯藥_一、及冠冕服制則用之、此外官私悉用_レ大者_一。

一方、養老（大宝）雑令第2度地条の規定は次の通りである。

凡度_レ地、量_レ銀銅穀_一者、皆用_レ大。此外、官私悉用_レ小者_一。

前稿では、日本律令国家が、雑令第2度地条を、こうした唐令とは異なる内容に改編した経緯について考察した。本条が立案された7世紀後半から8世紀の日本社会は、大制と小制の使用を唐制同様に区別できる段階ではなかった。なぜなら、日本に最初に流入した権衡は南朝系の小制と推定され、小制の普及が著しかったと考えられるためである。日本令の「此外、官私悉用小者。」という文言は、当時の社会状況をふまえて作文されたと考えられる。一方で、同時期における銭貨発行と関連して、当時の社会では、価値尺度機能をもつ銀・銅・穀の管理が課題であった。日本律令国家は、大制によって規格された銭貨にあわせて、これらの物品を大制によって計量することで、銭貨を中心とする貨幣の計数的な把握を実行しようとした⁽³⁾。

条文の言いまわしこそ唐令と似ているものの、日本律令国家の大小制に対する認識は、中国とは全く異質のものであったのである。雑令第2度地条が立案された段階では、価値尺度機能をもつ銀・銅・穀の計量に大制を徹底させることに目的があり、大制と小制を用途に分けて使い分けようというねらいはなかったのである。

本稿では、法規定を解釈した前稿に続いて、実際の史料中にみる大制・小制を分析し、その実態を考えてみたい。この問題に関しては、既に木本秀樹氏による先行研究がある。木本氏は、正倉院文書や『延喜式』などにおいて、大・小の区別が記載されている物品を整理された上で、

* 原稿受付 2001年7月30日

** 会員 大阪市立大学大学院後期博士課程 400-0015 山梨県甲府市大手1-4-4-23

「大方においては法令の規定とは別に、大・小二制が広範に、しかもかなり裁量ある方法で使用されていた」と推測された⁽⁴⁾。膨大な史料の整理によって導きだされた氏の見解には説得力があるものの、一方で、分析の対象を「大」「小」を明記したものに限定したことによって、その結論に限界を生じさせたのではないだろうか。なぜなら、木本氏も指摘されるように、正倉院文書をはじめ、諸史料に記載される計量値は、大・小の区別を明記しないものが非常に多い。そのため、これらの分析なくしては、厳密には大制・小制の実態は明らかにされたとはいえないからである。

そこで、本稿では、大・小の注記がない場合についても分析の対象とする。おもに、正倉院文書として伝来した造営事業関係の帳簿を中心に考察をすすめる。実際の社会の中で、大制と小制二つのハカリがどのように使い分けられていたのかを明らかにしていきたい。

第1節 工房におけるハカリの調達

正倉院文書は、主に東大寺写経所や、その前身となる写経所機構に関する事務帳簿と、造石山寺所関係の帳簿によって構成されている。またその中には、反故紙として写経所や石山寺にもたらされたことによって、正倉院文書として現在に伝わった、いくつかの造営事業に関する帳簿が含まれている⁽⁵⁾。早いものでは、天平6年(734)の興福寺西金堂の造営があげられ、また天平宝字年間には、天平宝字6年(762)の造石山寺所関係の紙背文書として伝来した、天平宝字3~4年(759~760)の法華寺金堂造営⁽⁶⁾が知られている。

これらの造営事業は、建築、彩色、仏具・調度品の製作などを含み、当時の最高技術を駆使して行われたことは想像に難くない。帳簿からは、当時の技術水準のみでなく、断片的ではあるが、具体的な作業工程が窺える。福山敏男氏は、建築学という視点から、造営事業関係の帳簿群を体系的に整理・分析された⁽⁷⁾。また、近

年では、岡藤良敬氏が、造石山寺所に関わる膨大な造営史料を整理・復原されたことによって、古代の造営に関わる様相が具体的に窺えるようになってきた⁽⁸⁾。

これらの史料には、以下でみるように、ハカリ⁽⁹⁾の調達にかかわる記載が確認される。このことは、一連の造営事業がハカリを駆使して遂行されていたことを示しており、帳簿に記載された数値は、まさしくハカリによって計量されたものであった。そこで、本節では、八世紀の造営事業において、ハカリがどのようにして調達されていたのかを、確認しておきたい。

天平6年(734)興福寺西金堂の造営では、造営事業にかかわるさまざまな物資・物品が、皇后宮職や内匠寮からの支給と、購入によって調達されていた。「造仏所作物帳中巻案」という奥書をもつ「造仏所作物帳(案)」⁽¹⁰⁾には、事業のために調達された物資・物品が詳細に記載されている。その中に、購入物品として、計量器が確認される。

すなわち、作玉所で使用するために、「量一箇」が150文で購入されている。残念ながら入手先は不明であるが、関根真隆氏は、東西市を推測され、150文という価格については、当時の物価動向からみて、決して安価なものではないと指摘されている⁽¹¹⁾。

もっとも、ここでいう「量」がハカリなのか、マスなのかを判断することは難しい。価格を手がかりに他の史料と比較してみると、天平宝字6年(762)2月30日に「木升1口」が3文で購入されているので⁽¹²⁾、一箇150文の「量」が木製のマスではないことは明らかである。

また、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳(2/578~624)では、次のように、マスを「斗・升」、ハカリを「量」と表記し、それぞれを「口」「衡」という単位で数えて区別している。

(前略)

合度量式拾衡 吳量四衡 福量四衡 俵量四衡
斗四口 升四口

(後略)

このようにハカリを「吳量・福量・俵量」と

記載している例もあるので、この時に購入された「量一箇」が、ハカリであった可能性は高いと思われる。

次に、ハカリの支給に関する例を確認しておく。造営事業ではないが、正倉院文書には、彩色に関わる帳簿も伝来している。大仏開眼の際、南都六宗の經典を納めた厨子が、大仏殿に安置されたことは有名である⁽¹³⁾。この六宗厨子の彩色に関わる帳簿の中に、ハカリに関する記述がみられる。

「充厨子画所雑物帳」（続々修 46ノ2、3ノ592～593）は、天平勝宝4年（752）閏3月22日から4月6日にかけて、厨子画所に支給した彩色の材料等を記録した帳簿である⁽¹⁴⁾。

ところが、本帳簿を一見しただけでは、どこで作成された帳簿なのかはわからない。しかしながら、天平勝宝4年（752）5月11日「写書所解（案）申請厨子料雑丹事」（続修 29②、3ノ573～574）では、各種の丹の用残報告に関わる帳簿が、写書所によって作成されているので、一連の彩色事業では、写書所（東大寺写経所）⁽¹⁵⁾が、事業に必要な雑丹を管理していたと考えられる。よって、厨子画所に対する日々の雑丹の支給を記載した「充厨子画所雑物帳」は、写書所が作成した帳簿と考えられよう。

さて、ハカリに関する記載は、彩色料の支給に関する記載の後に、約10行分の余白をあけて、次のように書かれている。

権一四月五日借間充鑄所 使酒部石垣

非常に断片的な記述であり、しかも、この記載に関連する史料は他にないので、詳しい状況を知ることはできないが、本帳簿は、写書所によって作成されたものと考えられるので、鑄所に「権一」をあたえた主体は、写書所と考えられよう。使の酒部石垣は、他に確認することができないが⁽¹⁶⁾、おそらく、鑄所に属した人物と推定される。また、この時期に、鑄所ではどのような作業が行われていたのかも、史料から裏付けることはできないが、目前にせまった大仏開眼会（同年4月9日）にむけた作業に取り

組んでいたことと思われる。そのような中、鑄所では、何らかの理由でハカリが必要となり、写書所に使を送ったのであろう。そこで、写書所は、「仮の支給」、つまり融通するという意味で、鑄所へハカリを用立てたのではないだろうか。

ここで問題となっているハカリとは、一連の彩色事業とも、密接に関わるハカリだったのでないだろうか。それは、写書所にとっても貴重なものであった可能性が高い。本史料は、奈良時代におけるハカリの管理を示す貴重な史料といえる。

これまでみてきたように、奈良時代の造営事業や工房では、ある時は非常に高値で購入されたり、またある時には官司間で貸与されることもあったのである。貸与については、物品の支給同様に、その記録を残していることより、ハカリに対する厳重な管理姿勢を窺うことができる。

次に取りあげるのは、ハカリの製作に関わる史料であるが、ここからも、当時のハカリが安易に製作できるものではなかったことが窺える。

上院牒 造寺司政所(続修別集 5、5ノ67～68)
欲作太平事具斤者

右、為用寺内、件物早速令写造欲請、
仍注事状、以牒、

天平宝字六年正月廿二日僧正美

史生僧円栄

大僧都御宣

僧神勇

天平宝字6年（762）の石山寺造営にかかわる帳簿と考えられる上記の史料では、大僧都良弁の宣によって、造石山寺所が「欲作太平事」とハカリの製作を依頼されている。ここでいう上院とは、石山寺内に存在した機関のことで、大僧都良弁の活動を支える機関であったという⁽¹⁷⁾。造営事業を行う造石山寺所内で、ハカリが製作されたという事実はさることながら、ここでは、僧綱のトップで、しかも東大寺の頂点に君臨して寺内行政を一手に担っていた良弁の宣によって、ハカリの製作が命令されていることに注目

したい。なお、本史料に関する詳しい考察は、別稿において行ったので、そちらを参照されたい⁽¹⁸⁾。

以上のように、奈良時代の造営事業や工房では、確かにハカリが存在し、購入や、官司間での融通、ある時には工房内の製作により調達されていたことが明らかとなった。非常に少ない例ではあるが、いずれも、造営事業や工房で使用されていたハカリが、厳重に管理されていたことを表している。帳簿に記載された計量値とは、このようなハカリによって得られた数値であることを忘れてはならない。次節以下では、造営事業に関する帳簿によって、奈良時代におけるハカリの機能について考えるが、計量値や、帳簿の記載方法の分析を通して、当時の大小製の使い分けについて、具体的に検討していきたい。

第2節 帳簿にみる大小制

本節では、天平6年(734)の興福寺西金堂造営と、天平宝字3~4年(759~760)の法華寺金堂造営に関係する帳簿をとりあげる。主に、帳簿における大・小二製の注記方法について、比較検討を行いたい。ところで、比較材料として上記の造営事業に注目した理由は、ともに寺院建築に関わる事業であることによる。華麗な荘厳が加えられる寺院建築では、金箔や彩色の用途として、ハカリによって計量される素材に富み、両事業に重複して確認されるものも多い。そして、約25年という両者の時期的隔たりは、大小制の実態を、先学が行ってきた物品別という視点に加えて、年代的に比較することを可能にすると考えたためである。

そこで、これらの造営事業で、実際に大・小二製のハカリによって計量された数量が、帳簿上ではどのように管理されていたのかをみていきたい。表1は、それぞれの関連帳簿⁽¹⁹⁾から、重量単位で表される物品を抜き出し、数量とともに記載される「大」「小」などの注記の有無と、注記が見られる場合には、その区別を整理

したものである。大・小の注記がある場合には、その文字(「大」もしくは「小」)を記載し、注記がない場合には「×」を記した(帳簿上に、該当の物品が記載されていない場合には斜線をいれた)。これより、天平6年(734)と天平宝字4年(760)ともに、大・小二製の適用方法に、物品や用途の違いによって使い分けはみられないこと、また、注記の記載方法についても、両帳簿に共通したルールはないことがわかる。

天平6年(734)の帳簿では、表1でも明らかのように、確認される注記は全て「小」で⁽²⁰⁾、「大」の注記は全く付けられていない⁽²¹⁾。それに対して、天平宝字4年(760)法華寺金堂造営に関する帳簿は、「大」「小」それぞれの注記があり、白錫、銅、鉄精のように、注記の有無が統一されていないものもみられる。このように、大小制に関わる注記の記載方法は、帳簿によって異なっていることがわかる。

また、天平宝字4年(760)法華寺金堂造営の帳簿では、注記のないものについても、銅や海藻類などのように大制と考えられるものもあれば、彩色に用いる絵具類など小制と推測されるものもあり、大・小二制が混在しているようである。注記がない場合に、大制・小製の適用を区別することは難しいが、練金と白緑については、天平6年(734)の帳簿との比較から、小制であることが判明する。

例えば、天平宝字4年(760)の帳簿では、金箔17850枚分の練金は、43両と数量のみを記載する(25ノ326)。この場合、練金1両から得られる金箔の枚数は、約415枚に換算される。それに対して、天平6年(734)興福寺西金堂造営では、練金小1両につき金箔(金薄)600枚を製作し、合わせて小153両の練金が使用されたという(24ノ40)。両者の枚数に大差はないので、天平宝字4年(760)の練金43両は、小制によるものと考えられよう。各時期における枚数の違いは、若干の厚みや寸法の違いによるものと思われる。

白緑についても、購入価格の比較によって適

表1 天平6年興福寺西金堂・天平宝字4年法華経金堂、各造営史料における大小制の注記例

No.1

物品名	天平6年	天平宝字4年
	大・小・×	大・小・×
膠	×	×
阿膠		×
炭	×	
練金	小	×
銀	×	×
水銀	小	×
白鐸	×	大・×
銅	×	×・大
熟銅		×
鐵蜜	小	小
鐵精	小	×・小
鐵	×	
温石	×	大
生銅	×	
土	×	
白石	×	
象牙	×	
金	小	
白銅	×	
薪	×	×
胡粉	小	×
唐胡粉		×
白緑	小	×
閃沙	小	
丹	小	(大)・×
黒鉛	×	大
緑青	小	×
麒麟血	小	
赤土	小	
白青		×
金青		×
朱沙	小	×

No.2

物品名	天平6年	天平宝字4年
	大・小・×	大・小・×
同黄		×
青黛		×
空青		×
紫土	小	×
雌黄	小	
薰陸	小	
白沙	小	
蘇芳	×	×
青金		×
苧	×	×
糸	×	×
麻	×	×
生糸	×	
調綿	×	×
木綿	×	
黄糸	×	
練糸	×	
緋糸	×	
斐麻	×	
紙麻	×	
鹿毛	×	小
猪毛	×	
馬髪	×	
胡桃皮	×	
胡桃葉	×	
比佐宜葉	×	
木芙蓉	×	
蓮葉	×	
垣津幡	×	
海藻		×
滑海藻		×
稻		×

用されたハカリを推測することができる。天平宝字4年(760)に238文で購入された白緑3斤4両は、斤別74文という注記があるので(16/300)、1両あたりの価格は、約4.6文と計算される⁽²²⁾。天平6年(734)興福寺西金堂造営で使用された白緑は、小1斤4両を60文で購入し、小1両につき3文と換算している(1/567)。若干の価格差はあるが、天平宝字4年(760)に

購入された白緑も、天平6年(734)同様に小制によって計量されたものと考えられる。

以上、大制・小制に関わる帳簿の記載から、両者の使い分けについて考えてみた。大・小二制の適用に、雑令第2度地条の規定が守られていないのみでなく、適用したハカリを示す注記についても、帳簿によって記載方法に違いがみられ、必ずしも統一されていないことが明らか

となった。特に、天平宝字4年(760)の帳簿では、同一の物品の注記に、大・小二制が確認されるのみでなく、注記のないものについても、大・小二制が混在していることが判明した。このことは、従来のように、注記のみによって物品や用途の違いを分析しても、大小制の実態を解明することはできないことを示唆している。帳簿上に、両者の区別が細かく記載されることはまれで、「大」や「小」などの注記は、帳簿を作成する案主(事務官)の裁量に任されていたと考えられるからである。

次節では、物品や用途による使い分けという従来の視点にはとらわれず、大・小二つのハカリを使って同一の製品を管理している帳簿を分析しながら、大小制の機能について考えてみたい。

第3節 大小制の実態

(1) 「造石山寺鉄充并作上帳」の分析

本節では、天平宝字5年(761)末から翌6年(762)にかけての石山寺造営に関わる帳簿を分析する。取り上げるのは、事業で使用された工具や釘などの鉄製品の製作に関する帳簿(「造石山寺所鉄充并作上帳」)である。

ところで、本帳簿を含む造石山寺所関係文書とは、既に指摘されているように、事業全体に関わる帳簿が、ほぼ一括して現代に伝わった珍しい史料群である。当時の社会では、帳簿として使用された紙は、用済みとなると破棄されるのが通例であった。反故紙として再利用や転用されたり、時には漉き返しが行われるので、造営や製作にかかわる帳簿類が、このように一括して後世に伝わることは珍しい。造石山寺所関係文書は、数奇な運命を辿って正倉院宝庫に入ったおかげで、現代に伝わったのである。岡藤良敬氏は、石山寺造営史料の紙背として伝わった文書を含めて、造石山寺所関係文書を、「古代の建築・彫刻・絵画・諸工芸品などの、造営・製作の実態をとらえるための貴重な史料」と評価された⁽²³⁾。

本節で検討する「造石山寺所鉄充并作上帳」には、鉄工作業の経過が精細に記録されている。本帳簿のように、鉄工作業の経過全体を記録した奈良時代の帳簿は、管見の限りでは他には伝来していない。一部、後世の整理による切断によって、欠落があると考えられるが、帳簿本来の姿に近い状態に復原することができる。そのため、鉄工作業の経過のみでなく、帳簿を分析することによって、料鉄や製品の管理に関わる実態が、とらえられるのではないだろうか。

さて、石山寺の造営は、天平宝字6年(762)正月から本格的に開始され、事業に必要な鉄製品の製作には、常時一人の鉄工が石山に滞在し⁽²⁴⁾、雇夫一人とともにあっていた。「造石山寺所鉄充并作上帳」は、事業期間中に支給された料鉄と、作上された鉄製品を、日付順に記録した事務帳簿で、造石山寺所の控として作成された正文と考えられている。なお、本稿では、岡藤良敬氏による復原によりながら、以下の考察をすすめる。接続や表裏関係などの断簡に関する詳しい情報は、岡藤氏の著書を参照されたい⁽²⁵⁾。

本帳簿には、支給された料鉄(鉄挺)、及び作上された鉄製品の数量(個数)とともに、次のように、それぞれの重量が記載されている。

正月十六日充鉄三廷^{付沸眞時}

重九斤十二兩<sup>得八斤
損一斤十二兩</sup>

作上斧四口^{重五斤八兩} 手斧四口^{重二斤八兩}

右、作上鉄物等如^レ件、

主典安都宿祢 下道主

(後略)

なかでも注目されるのは、作上(以下、本稿では、帳簿上の作上鉄物・作上という表記に従って、報告された完成品を「作上」と記載する)の合計、及び製作の過程で生じた損失分や、返上された余剰分を、詳細に集計していることである。上記のように、料鉄の重量に続けて得(作上の合計)・損(損失分)、時には、返上分が記載されている。これらの記載は、鉄工作業がすすめられた天平宝字6年(762)正月16日から、同年8月3日まで一貫している。表2は、

この間における料鉄の支給、作上の状況を、それぞれの重量とともに整理したのものである。

表 2 では、A 列に料鉄の支給月日、B 列には、支給された料鉄の鉄挺の数量と重量を記載した。C 列には、帳簿では料鉄の重量の下に記されている得（作上の合計）・損（損失分）・返上に関する事柄を整理した。D 列には、製品を作上した日付を記入した。ただし、帳簿に作上日が記載されていない場合には空欄となっている。E-①～④列には、作上された製品名とその数量、及び重量を列記している。ただし、作上された製品が多く E-①～④列におさまらない場合は、続けて下段 E-①から順に列記した（例えば、2 月 9 日、21 日支給の料鉄による作上物など）。また、作上日がわかるものは、それぞれ D 列の作上日に対応させて記した。

さて、表 2 をみていくと、一連の鉄工作業では、支給された料鉄ごとに、作上物の数量や重量が厳密に管理されていたことがわかる。一方で、大制・小制の注記については、大制が 2 例、小制が 5 例で、あわせて僅か 7 例のみである。これらの注記の意味については後述するが、大・小の 2 つの注記が、ともに確認されることによって、鉄という同一素材を扱う工房において、大制・小制の 2 つのハカリが使用されていたことが窺える。

注記がないものについては、原島礼二氏による重要な指摘がある⁽²⁶⁾。造石山寺所の工房に支給された料鉄は、天平宝字 6 年 (762) 2 月 20 日⁽²⁷⁾を除くと全てが鉄挺によるものであった。1 挺あたりの重量は 3 斤から 4 斤におさまり、一定の規格性をもつ原材料と考えられる。鉄挺 1 挺あたりの重量で参考となるのが、『延喜式』（主計上）諸国調条である。ここでは、1 挺を大制の 3 斤 5 両と定めているので、本帳簿における鉄挺の規格は、『延喜式』の規格にほぼ一致しているという。つまり、造石山寺所における一連の鉄工作業は、大制によって料鉄が計量されていたという。また、表 2、C 列にまとめた、集計の内訳（得・損失・返上）は、基本的

には各料鉄の重量と等しくなることより、料鉄同様に注記のない作上・損失・返上も、大制であったことが明らかである。本帳簿において注記のない重量は、大制によるものといえる。

次に、注記の記載について考えてみたい。注記があるのは、次の 8 例である。

4 月 11 日作上 2 寸釘 39 隻又 1 寸釘 32 隻 小
1 斤

4 月 14 日作上 184 隻（釘） 小 1 斤 12 両

4 月 19 日作上 鷹釘 9 隻 小 2 斤 12 両

4 月 20 日作上 2 寸半釘 4 隻・戸坏 4 口 小
1 斤 6 両

6 月 5 日作上 口出 1 具 [2 両小] * 「3
分」 1 両

6 月 18 日作上 神王料鉄茎 2 枝 4 両 1 分大
[3 両 3 分]

6 月 19 日作上 神王料鉄茎 4 枝 [1 斤 10 両
小] 9 両大

6 月 21 日作上 鉄筋 3 条 大 7 両

* 「」内は朱書き。〔〕内の数値は墨で
抹消、もしくは訂正が加えら
れているもの。

「大」よりも「小」の注記が多いのは、一連の事業における重量管理が、大制を基準としていたことによると考えられる。本帳簿では、大制には、通常、注記をつけていないので、大制との区別をつける意味で、小制を適用した場合に「小」の注記をつけたのであろう。ところが、6 月 19 日作上分については、大制・小制 2 つの計量値が記載されている。しかも、小制の「1 斤 10 両小」は、抹消されている。小制から大制への換算が行われているのではないだろうか。雑令では、大 1 両 = 小 3 両と定めているので⁽²⁸⁾、これより「1 斤 10 両小」を大制に換算すると、小 1 斤 10 両は 26 両なので（1 斤は 16 両）、端数を切り上げると、大 9 両という数値が得られる。「9 両大」は、帳簿上で算出された数値と考えられる⁽²⁹⁾。このような小制から大制への換算は、6 月 5 日にも行われている。「小 2 両」は小 8 分（1 両 = 4 分）なので、この場合も、端

表 2 「造山山寺所鉄充并作上帳」にみる鉄工作業の経過

No.1

A 支給日 月 日	B 料鉄 挺 重量		C 集計 得 損失 返上		D 作上日 月 日	E-① 作上 製品 重量		E-② 作上 製品 重量		E-③ 作上 製品 重量		E-④ 作上 製品 重量	
	挺	重量	得	損失		返上	製品	重量	製品	重量	製品	重量	製品
正月 16	3	9斤12両	8斤	1斤12両	ナシ	斧4口	5斤8両	手斧4口	2斤8両				
26	3	9斤13両	8斤1両	1斤12両	ナシ	5寸打合釘96隻	6斤15両	錠1隻	13両	打立3隻	5両		
30	2	6斤10両	5斤7両	1斤3両	ナシ	都久佐備2隻	5斤7両						
2月 1	2	7斤7両	6斤4両	1斤3両	ナシ	唐鍔2口	3斤9両	5寸打合釘36隻	2斤11両			4寸打合釘36隻	2斤3両
2	2	7斤7両	6斤1両	1斤6両	ナシ	平頭釘16隻(4寸)	1斤2両	6寸呉釘12隻	1斤2両	6寸長押打合釘6隻	1斤10両		
5	2	7斤12両	6斤5両	1斤7両	ナシ	5寸打合釘28隻	2斤8両	4寸打合釘75隻	3斤13両			6寸平頭釘1隻	6両
7	2	7斤13両	6斤6両	1斤7両	ナシ	長押6寸打合釘8隻	2斤14両	5寸平頭釘12隻	1斤15両	5寸打合釘12隻	1斤3両	4寸打合釘34隻	2斤
9	2	7斤13両	6斤7両	1斤6両	ナシ	猪足1隻	1斤14両	4寸半平頭釘12隻	1斤3両				
11	2	7斤1両	5斤14両	1斤3両	ナシ	6寸打合釘1隻	6両						
13	4	13斤3両	11斤3両	2斤	ナシ	4寸打合釘101隻	5斤14両	4寸打合釘162隻	10斤8両				
17	1	13斤12両	3斤1両	11両	ナシ	2寸切釘14隻	11両						
20	*a	1斤4両	(1斤1両)	(3両)	ナシ	轆轤1輪	3斤1両						
21	2	6斤10両	5斤7両	1斤3両	ナシ	鷹釘8隻	1斤1両	4寸打合釘3隻	1斤15両	6寸平頭釘4隻	1斤2両	3寸平頭釘8隻	11両
23	2	7斤3両	5斤14両	1斤5両	ナシ	戸臼井樞8隻	1斤4両	丸鍔1隻	3両				
25	2	7斤5両	5斤15両	1斤6両	ナシ	鍔4勾	4両	6寸平頭釘9隻	2斤13両	6寸打合釘11隻	2斤3両	4寸打合釘95隻	5斤4両
?	2	7斤1両	5斤12両	1斤5両	ナシ	猪足1隻	1斤1両	雌立1枚	2両	審1具、打立1具	4両		
3月 10	2	6斤	4斤15両	1斤1両	ナシ	猪足1隻	1斤6両	6寸鷹釘6隻	14両	印1勾	2両		
?	2	6斤3両	5斤	1斤3両	ナシ	4寸打合釘87隻	5斤	4寸打合釘67隻	3斤9両				
18	2	7斤10両	不明	不明	不明	4寸打合釘97隻	6斤4両						
27	2	7斤2両	不明	不明	不明	4寸打合釘95隻	5斤11両						
3月 2	2	7斤12両	不明	不明	不明	6寸切釘44隻	2斤15両	2寸鷹釘24隻	2両				
4月 2	2	7斤12両	不明	不明	不明	6寸釘36隻	2斤6両	2寸釘39隻・1寸釘32隻	小1斤				
2	4	13斤	7斤8両	5斤7両	ナシ	脇金8枚	3斤6両	雌立1枚	1両				
						脇金8枚	3斤6両						
						鍔3口鍔1口鍔2柄	12両						
11	1	3斤8両	不明	不明	不明	7寸釘4隻	7両	5種釘 *b	2斤4両				
11	1	3斤6両	不明	不明	不明	釘184隻 *c	小1斤12両	2種釘136隻 *d	6両				
14	1	3斤14両	不明	不明	不明	鷹釘9隻	小2斤12両	5寸切釘11隻	1斤15両				
20	1	3斤3両	2斤10両	9両	ナシ	2寸半釘4隻・戸坏4口	小1斤6両	戸齋4隻	3両	6寸鷹釘15隻	1斤9両	脇金1勾	5両
						戸坏4口	5両	丸鍔1隻	2両	脇金1枚	7両	戸齋4隻	5両
21	1	3斤9両	3斤1両	8両	ナシ	鍔2勾	2両	折越金4勾	6両				
22	1	3斤11両	3斤	11両	ナシ	5寸鷹釘22隻	1斤10両						
25	1	3斤5両	2斤11両	10両	ナシ	戸坏4口	5両	鍔2勾	5両	2寸平頭釘32隻	1斤5両	鍔3勾	6両
						戸坏4枚	3両	戸齋4隻	4両				
						1寸平頭釘142隻	9両						

表 2 「造山山寺所鉄充井作上帳」にみる鉄工作業の経過

No.2

A 支給日 月日	B 料鉄 挺重量	C 集計		D 作上日 月日	E-① 作上		E-② 作上		E-③ 作上		E-④ 作上
		得	損失		返上	製品	重量	製品	重量	製品	
5月 16	1 3斤11両 2 7斤	1斤15両 5斤9両3分	8両 1両1分	1斤4両 ナシ	6月4日 6月5日 6月7日 6月8日	錠12勾 3寸鷹釘6隻 口出1具 戸坏4枚 4寸半平頭釘36隻 6寸釘8隻	1斤4両 3両 3分/小2両 7両 3斤11両	丸錠1勾	2両	2寸半切釘22隻	9両
6月 8	2 7斤6両 3斤			1斤4両	6月18日 6月19日 6月21日 7月1日 7月2日 7月3日 7月4日 7月5日 7月8日 7月9日 7月10日 7月12日	神王料鉄茎2枝 神王料鉄茎4枝 鉄筋3条 6寸平頭釘9隻 6寸鷹釘12隻 6寸鷹釘6隻 6寸鷹釘8隻 6寸鷹釘10隻 戸坏12枚 6寸半打合釘12隻 6寸打合釘10隻 比留金3勾 拳錠8隻 錠後塞10枚 辛錠1隻 錠1勾 錠1勾	1斤12両 4両1分大 9両大/1斤10 両小 大7両 1斤11両 1斤10両 11両 14両 1斤8両 1斤8両 1斤10両 1斤7両 8両	戸基4隻 4寸打合釘12隻	5両 13両	脇金1具	2両
7月 1	2 6斤12両 5斤10両		1斤4両	ナシ	7月13日 7月17日 7月20日 7月23日 7月26日 7月26日	6寸鷹釘4隻 坐8枚 戸錠2勾 後塞2枚	13両 9両 13両 6両	6寸打合釘6隻 6寸鷹釘4隻	13両	3寸呉釘18隻	4両
6 20	2 6斤12両 5斤14両		14両・6両	ナシ	7月23日 7月26日 7月26日	辛錠1隻 錠1勾 錠1勾	1斤6両 4両 2両	6両	6両	3寸平頭釘9隻	9両
12 *e 1 3斤6両	6斤8両		1斤14両	ナシ	7月28日 7月29日 8月2日 8月3日	5寸半打合釘13隻 3寸打合釘8隻 3寸打合釘10隻 1寸平頭釘120隻 鈎3勾 1寸平頭釘140隻	1斤14両 5両 3両 9両 6両 14両	5寸半打合釘3隻	6両2分	倉打立2隻	9両
27	1 2斤10両 2斤10両		无損如上重	ナシ				後塞2枚	6両	3寸平頭釘9隻	9両
8月 1	1 3斤6両		1斤13両	ナシ				雌立1枚 印2勾	5両 2両	錠2勾	2両

* a: 2月20日支給の料鉄は鉄挺ではなく、古釘4隻を支給。
 * b: 5種釘の内訳は、5寸切釘13隻・4寸切釘14隻・4寸打合釘24隻・2寸切釘31隻・1寸切釘44隻。
 * c: 釘184隻の内訳は、1寸半釘88隻・1寸釘96隻。
 * d: 釘136隻の内訳は、2寸半切釘16隻・1寸切釘120隻。
 * e: 1斤6両は「碎」と記載されているので、くず鉄による支給と考えられる。

数を切り上げると大制 3 分となる。朱書きによる「3 分」は、大制による数値と考えられる⁽³⁰⁾。つまり、6 月 5 日、19 日の作上分の重量は、小制で計量された後に、雑令の規定に従って大制へ換算されたために、帳簿では、小制による計量値が抹消されたのである。

小制から大制への換算が行われた理由は、事業の料鉄管理と深く関わっていると考えられる。繰り返し述べているように、本帳簿では、一連の鉄工作業を、大制によって管理しているので、6 月 5 日、19 日における小制から大制への換算は、集計のための措置と推測される。例えば、6 月 5 日作上の「□出 1 具」は、次のように集計過程を追うことができる。

「□出 1 具」は、5 月 16 日に支給された料鉄 2 挺 (7 斤) によって製作された。帳簿の記載では、この料鉄のうち、製品の作上に使用したのは、「5 斤 9 両 3 分」であったという。そこで、この数値と実際に作上された製品の重量を比較してみたい。5 月 16 日支給の料鉄を原料とする製品は、以下の通りである (ただし、6 月 5 日作上の「□出 1 具」は省略した)。

6 月 4 日作上 3 寸鷹釘 6 隻 (3 両)

6 月 7 日作上 坏戸 4 枚 (7 両)・戸茎 4 隻 (5 両)・肱金 1 具 (2 両)

6 月 8 日作上 4 寸半平頭釘 36 隻 (3 斤 11 両)・戸細釘 12 両 (13 両)

() 内の数値は重量。

括弧内に示した重量を合計すると 5 斤 9 両となる。さらに、6 月 5 日作上□出 1 具については、朱書きによる大制「3 分」を加えると 5 斤 9 両 3 分となる。この数値は、帳簿に記載された作上合計の重量「作上重五斤九両三分」と一致している。6 月 5 日の作上製品は、小制から大制に換算された数値によって、集計が行われていたことを裏付けることができる。

なお、同様に小制から大制への換算が行われている 6 月 19 日作上分については、当該箇所における断簡の状況から、残念ながら、このような集計経過を辿ることができない。6 月 19 日の

記載は、続々修 45 / 2 第 9 紙の第 2 行目に書かれていて、その下方には、整理の付箋がつけられている。内容的には、第 8 紙とほぼ連続しているとみられるが、第 8 紙の左端にも付箋がつけられ、そして、第 8 紙と第 9 紙の間には、白い紙が確認される。第 8 紙の左端、第 9 紙の右端は、それぞれ切断されていると考えられる⁽³¹⁾。現状では、この部分を帳簿本来の姿に復原することは困難で、第 8 紙と第 9 紙の間には、数行分が欠落している可能性が想定される。この間における集計経過を追うことは出来ない。しかし、6 月 19 日作上分についても小制の重量が抹消されていることは、6 月 5 日と同様に、集計時には大制による数値が採用された推定される。

一方で、この他に小制が使用されているのは、4 月 11・14・19・20 日作上の各製品である。いずれの記載も抹消されず、また、大制への換算もみられない。そこで、料鉄の集計過程で、これらの小制による計量値がどのように処理されているのかをみると、表 2 に明らかなように、一連の製品にかかわる集計は、行われていないことがわかる。おそらく、小制から大制への換算が行われなかったために、帳簿上での集計ができなかったのであろう。このように、造石山寺所の工房では、大制・小制 2 つのハカリを使って、製品を計量し、集計の過程では、小制を大制に換算することで、大制による一元的な管理を可能にしたと考えられる。

(2) 奈良時代のハカリと大小制

「造石山寺所鉄充并作上帳」の分析から浮かび上がった大制と小制の実態は、あくまで官営工房におけるものなので、果たして、それが当時の社会全体におけるあり方を反映しているものなのかはわからない。そのような中で、大制と小制の二種類のハカリを使用しながら、同一の物品を管理していた例が、奈良時代の官営採銅・製錬遺跡とされる山口県長登銅山遺跡⁽³²⁾から出土した木簡によって確認される。そこには、次のように、天平 2 年 (730)、長門掾に配

分される銅が大斤と小斤によって記載されている⁽³³⁾。

木簡に記載されているため、断片的なことしかわからないが、造石山寺所以外の官営工房においても、「大斤・小斤」の二つのハカリを使って、同一の素材を計量していたことが、ここからも窺える。

従来の研究では、唐令や日本令に規定されたイメージにとらわれ、大制・小制のハカリには規格のみならず、用途についても何らかの区別があると想定した上で、その法則性を見出すことに力点がおかれていた。しかしながら、以上の分析を通してえられた実態とは、令規定とはかけ離れたものであった。令文の規定に準じているのは、大1両＝小3両という規格のみで、その適用は、物品や用途によって、二種類のハカリを截然と使い分けていたわけではなかったのである。むしろ、規格の違いという特性を活かしながら、セットの計量器として使用されていたのである。例えるならば、まさに、現代の計量スプーン（大さじ・小さじ）のような関係だったといえよう。

しかし、計量には、3対1という整数では割り切れない2種類の規格のハカリを使い、一方で、集計時には、わざわざどちらかに換算するという一連の行為は、現代人の感覚からすると、一見煩雑にみえ、実用性に疑問が残る。最後に、このような計量が行われていた要因を考えてみたい。

この問題については、あくまで推測の域であ

るが、奈良時代に普及していたハカリの構造に、その要因が求められるのではないかと思う。当時の社会で普及していたのは、天秤ではなく、重点に計るものをかけ、柄棹には1～3つの支点がつけられ、力点におかれた錘の位置によって、重量を計量する棹秤であった⁽³⁴⁾。柄棹には、目盛りがふられていて（近世になると、これを星点といった）、目盛りから重量を読みとる仕組みであった⁽³⁵⁾。

ところで、奈良時代の重量単位には斤・両・分・銖があり、理論上は、1両を24分の1（1両は24銖。1銖を現行値になおすと約1.7グラム）まで細分化して表示することが可能であった。しかしながら、大制による計量の場合、実際にそこまで細分化した計量は行われておらず、多くは両、もしくはそれを4分した「分」単位までの計量にとどまっている。「造石山寺所鉄充并作上帳」に記載された計量値も、基本的には斤・両までの表示にとどまっていて、「分」単位は、先に分析した6月5日作上の朱書き「3分」と、その集計にかかわる「5斤9両3分」及び、6月18日作上の「4両1分大」、7月中に作上された（作上日は不明）「6両2分」の4例にすぎない。おそらく、当時の大制による棹秤には、斤・両単位の目盛りしか刻まれていなかったのではないだろうか。

ところが、このような構造では、計量器としての精度に限界があったのではないだろうか。大1両は現行値に換算すると約42グラムなので、斤・両単位のみの目盛りでは、1両（約42グラ

・「〇	大斤七百廿三斤卅一		朝庭不申銅
椽殿銅		小斤二千四百廿四斤枚八十四	天平二年六＝
＝月廿二日	」		
・「	日置若手	語積手	凡海マ乙万呂
	日置比叡	弓削マ小人	凡海マ勝万呂
大津郡 借子	下神マ乎自止	語マ豊田	日置マ根手
〇	日置百足	三隅凡海マ末万呂	下神マ根足
	日置小廣	凡海マ恵得	凡海マ小廣
			凡海マ袁西
			廡 日置マ廣手
			廡 日置マ比万呂
			矢田マ大人
			凡海マ末呂
			」
			685×140×9 011

ム) 以下の重量を把握することができない。例えば、「造石山寺所鉄充并作上帳」では、このことについても裏付けることができる。以下のように、本帳簿における小製の計量値を、大制に換算してみると、下線部のような端数が生じる。つまり、大製の両や分単位では、正確な数値を表示することができないのである。

4月11日作上 小1斤=小16両

→ 大5両小1両

4月14日作上 小1斤12両=小28両

→ 大9両小1両

4月19日作上 小2斤12両=小44両

→ 大14両小2両

4月20日作上 小1斤6両=小22両

→ 大7両小1両

6月5日作上 小2両=小8分

→ 大2分小2分

6月19日作上 小1斤10両=小26両

→ 大8両小2両

上記の下線で示した端数を現行値に直すと、小1両は約14グラムなので、7~28グラムとなる。帳簿上の管理では、これらの端数を、6月5・19日作上分が、切り上げという操作を行っているように、誤差の範囲で処理されていたのであろう。しかし、工房などの現場では、誤差で済ませることはしなかったのではないだろうか。そこで使用されたのが、小製のハカリだったのである。大制による計量を基本とする場合にも、時には、小制が使用されているのは、正確な計量を目的としていたためと考えられる。

つまり、奈良時代には、大制と小制という2つのハカリを使用することによって、かなりの精度の計量を行っていたといえる。大1両(42グラム)以下の表示は、分単位(大1分=10.5グラム)であらわされることもあったが、通常は、小制による計量がおこなわれていたのではないだろうか。なぜなら、小1分は約3.5グラム、また小1両は約14グラムなので、小制を用いることによって、大制では不可能と考えられる10グラム以下の精度が得られたためである。

おわりに

奈良時代の官営工房では、購入・官司間での借貸・製作などによって、ハカリが調達され、製作の過程では、ハカリを駆使した計量が行われていた。当たり前のようなことであるが、このように計量器の所在が確認できて、併せて計量器によって得られたデータ(計量値)についても知られる古代の史料は、今のところ、正倉院文書において他にはない。

六国史や律令に規定された計量制度は、あくまで法制上のものでしかなく、そこから実態を推定することは難しい。奈良時代における大小制の問題は、従来より、令条文の解釈と実態の解明が繰り返されてきたにもかかわらず、両者の関係が整合的に説明されることはなかった。

前稿の考察では、養老(大宝)雑令第2度地条が、貨幣政策の一環として規定されたもので、唐令に定める大小制は継受されなかったことを証明した。これをうけて本稿では、正倉院文書によって、大小制の実態を分析した。

奈良時代における大制と小制とは、本稿の分析によっても、物品ごとに用途が限定されていたわけではなかったことが明らかとなった。両者の区別は、用途や物品ではなく、計量する対象の重量で決定されていたのである。あえて両者の使い分けを規定するならば、おそらく、大1両(約42グラム)以下の精密度が要求される場合には、小制による計量が行われていた、と結論付けられる。工房などの現場では、このような大制と小制の使用によって、計量の精度を高めていたのである。

一方で、大制と小制の双方で計量された物品を、帳簿上において集計する場合には、雑令の規定に従ってどちらかに換算していた。「造石山寺所鉄充并作上帳」では、小制を大制に換算することで、大制による一元的な把握を行っていた。これより、天平期についていえば、計量の基準は大制であったといえよう。

本稿では、触れることができなかったが、平安時代になると、大小制に関わる法令が大幅に

改編される。10世紀に成立した『延喜交替式』『延喜式』では、養老（大宝）雑令第2度地条からの大幅な改編が行われていて、小制の用途が限定されて、大制が計量の基準として定められている。これは、唐令に酷似した内容であることは、従来より指摘されている。しかしながら、このような大小制に関する法令上の改編が、いつなされたのかについては、今のところ見解が統一されていない。奈良時代段階において、既に唐令に準じた規定になっていたのか、それとも、延喜年間（901～922）になって初めて改編が行われたのか、いずれにしても、この問題を実証的に論じたものはない。本稿では、この問題については触れることができなかつた。今後の課題である。本稿で明らかにした奈良時代における大小制の実態を踏まえ、また一方で、これまであまり注目されることのなかつた平安初期の計量制度についても整理した上で、いずれ私見を提示できればと思っている。

注

- (1) 度量衡関連の令規定は次の通り。職員令第33大蔵省条。職員令第66左京職条。職員令第67東市司条。職員令第68摂津職条。関市令第14官私権衡条。関市令第15用称条。雑令第1度十分条。雑令第2度地条。雑令第3用度量条。雑令第4度地五尺為歩条。
- (2) 狩谷掖斎『本朝度量権衡攷』（東洋文庫『本朝度量権衡攷』1・2、平凡社、1992年）。
- (3) 拙稿「日本古代の権衡制度」（『ヒストリア』174号、2001年4月）。以下、本稿では前稿という。
- (4) 木本秀樹「権衡の運用」（『続日本紀研究』231号、1984年）。
- (5) 吉田孝「律令時代の交易」（初出は『日本経済史大系 1 古代』東京大学出版会、1965年、のちに『律令国家と古代社会』岩波書店、1983年所収）。
- (6) 造石山寺関係の紙背文書として伝来した「造金堂所解」と題される一連の帳簿は、福

山敏男氏による指摘以来、法華寺阿弥陀浄土院金堂と考えられてきた。それに対して、黒田洋子氏は、法華寺金堂の発掘調査報告や、発願者である光明皇太后をめぐる天平宝字2～3年の状況から、「造金堂所解」がさす金堂とは、法華寺金堂であると結論づけられた（「正倉院文書の一研究—天平宝字年間の表裏関係から見た伝来の契機—」『お茶の水史学』36号、1992年）。本稿では、黒田氏の見解によりながら、一連の帳簿を法華寺金堂造営関連史料とみなして、以下の考察を行う。

- (7) 福山敏男『日本建築史の研究』（綜芸舎、1980年。初版は1943年）。
- (8) 岡藤良敬『日本古代造営史料の復原研究』（法政大学出版局、1985年）。
- (9) 本稿では、重量を計量するための計量器を「ハカリ」と記す。また、本来は重量ではなく、質量という用語を使うべきであるが、18世紀以前には東アジアでは質量と重量（重さ）を区別する概念が存在しなかつたこと、そして、本稿が考察の対象とする律令時代の史料・資料には「重」という文字が使われていることより、本稿では一貫して重量とする。
- (10) 「造仏所作物帳（案）」の復原は以下の通り。なお、本稿では、『大日本古文書（編年）』所載の巻・頁は、○/○で示す。接続の可能性のあるものは+で示す。行数については、○行と示す。また、流出文書については、国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』（便利堂、1992年）の番号を歴博○と略称して示す。塵芥 26①②（24ノ38～41）+続修 32②（1ノ554～555）、続修 33④（1ノ567～571）、続修 33⑬（1）（1ノ566～567、8行）+続修 33⑬（2）（1ノ567、9～11行）、続修 32⑥（1ノ558～560）+続修 32⑤（1）（1ノ557、4～12行）、続修 32⑤（2）（1ノ558、1～4行）+続修 32③（1）（1ノ555、6～9行）、続修 32③（2）（1ノ555、10行～556）、正集 45①（1ノ551～552）、続々

- 修 28ノ4④裏(7ノ35~37)、正集45②(1ノ552) + 続修33①(1ノ560~561)、正集45③(1ノ552~553)。
- (11) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館、1969年)。
- (12) 天平宝字6年「造寺料錢用帳」(続々修43ノ13、4ノ535)。
- (13) 野間清六「正倉院文書に見ゆる六宗厨子の彩色」(『建築史』3巻5号、1941年9月)。
- (14) 紙背は空。「厨子画雑物帳絵厨子文書中」と題する往来軸が付けられている。
- (15) 「写書所」という名称は、天平20年4月に初見し、天平勝宝年間(749~757)を通じて、東大寺写經所全体を包括する機関名という。山下有美『正倉院文書と写經所の研究』(吉川弘文館、1997年)、250~253頁。
- (16) 『日本古代人名辞典』、「酒部石垣」の項を参照のこと。
- (17) 鷲森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧一東大寺・石山寺造営を中心に」(『ヒストリア』121号、1988年12月)。
- (18) 拙稿「奈良時代のハカリ」(『続日本紀研究』333号、2001年8月)。
- (19) 天平6年興福寺西金堂造営関連史料。「造仏所作物帳(案)」注(9)参照。「造仏所作物帳中間案」という奥書をもつ「造仏所作物帳(案)」は、以下の通り。続修32④(1ノ556~557)、続々修35ノ3裏(24ノ24~29、4行)、続修32①(1ノ553~554)、続修34③(1ノ576~577)、続修34④(1ノ577~578)、歴博6(24ノ29~30)、所在不明(24ノ30~32)、歴博7(24ノ32~33)、歴博8(24ノ33~34)。続々修35ノ3(24ノ34~35)、歴博9(未収)、続修33⑩(1ノ565)、続修34②(1ノ574~576) + 続修33⑩(1ノ564.1.8~9)、続修33③(1ノ562、1~4行) + 続修33②(1ノ561) + 続修33⑧(1ノ564、2~4行)、続修33⑥(1ノ563、9~10行) + 続修33⑦(1ノ563~564)、続々修32ノ5⑥裏(16ノ279) + 続修33④(1ノ562、5~11行)、
- 続修33⑤(1ノ563、1~8行) + 続修33⑨(1ノ564、5~7行)、続修34①(1ノ571~574)、続修34⑥(1)(1ノ580、3~7行)、続修34⑤(1ノ578~580)、続修34⑥(2)(1ノ580、8行~581) + 歴博10(24ノ35~38)。
- 法華寺金堂造営の関連史料は以下の通り。「造金堂所解」続々修38ノ9第7~19紙裏(16ノ253~274)。「造金堂所解(案)」続修36(1)(16ノ280~283、7行)、続々修45ノ6⑤裏(16ノ306~307)、続修35(2)(16ノ292、11行~294)、続修36(2)(16ノ283、8行~290)、続修35(5)(16ノ300~305)、続修(3)35(16ノ294~296、8行)、続修35(1)(16ノ290~292、10行)、続修35(4)(16ノ296、9行~300)、続々修45ノ5①(25ノ308~309)、続々修45ノ5第2~12紙(25ノ309~328)、続々修45ノ5(25ノ330~331)、続々修45ノ5(25ノ328~330) + 続修後集42②裏(未収)、続々修45ノ7①裏(16ノ223~226)、続々修45ノ7(16ノ216~219)。
- (20) 「小」の注記があるのは、次の18品である。練金、水銀、蠟蜜、鉄精、白銅、胡粉、白緑、閃沙、丹、黒鉛、緑青、麒麟血、赤土、朱沙、紫土、雌黄、薰陸、白沙。
- (21) 注記が付けられていない物品は、次の34品である。膠、炭、銀、白錫、銅、鉄、温石、生銅、土、白石、象牙、金、薪、蘇芳、苧、糸、麻、生糸、調綿、木綿、黄糸、練糸、緋糸、斐麻、紙麻、鹿毛、猪毛、馬鬣、胡桃皮、胡桃葉、比佐宜葉、木芙蓉、蓮葉、垣津幡。
- (22) 「斤別七十四文」という価格は、朱書きによる訂正後の価格で、もとは、「卅兩別五文」、「廿二兩別四文」で計算されていた。
- (23) 岡藤氏著書(注(8))、4頁。
- (24) 「造石山寺所鉄并作上帳」によると、和久眞時と物部根万呂は入れ替わりで、一連の作業に従事していた。「造石山院所勞劇文案」(15ノ241~242)では、石山寺造営に奉仕した鉄工として、造東大寺司番上少初位上和久眞時、未選物部根万呂の二名をあげる。

- (25) 岡藤氏による復原は以下の通り。続々修 45 / 2 第 1~4 紙 (15 / 292~296, 6 行) + 続修別集 16⑥裏 (15 / 295, 7 行~296, 6 行) + 続修別集 16⑦裏 (15 / 296, 7 行~297, 7 行)、続々修 45 / 2 第 5 紙 (15 / 297, 8~10 行) + 続修別集 7⑨裏 (15 / 297~298, 10 行) + 続々修 45 / 2 第 6~7 紙 (15 / 298~301, 5 行) + 続修 26①裏 (15 / 301~302) + 続々修 45 / 2 第 8 紙 (15 / 303, 1~11 行)、続々修 45 / 2 第 9~10 紙 (15 / 303~305, 1 行)、続修 46⑨裏 (15 / 305~306)。
- (26) 原島礼二「律令国家の年間鉄使用量 (上・下)」(『続日本紀研究』第 8 卷 2・3 号、1961 年 2・3 月)。
- (27) 2 月 20 日には、鉄挺ではなく、甲賀殿料古 8 寸打合釘 4 隻 (1 斤 4 両) が、料鉄として支給されている。
- (28) 養老 (大宝) 雜令第 1 度十分条
凡度。十分為_レ寸。十寸為_レ尺。一尺二寸。為_二大_一尺_一。十尺為_レ丈。量。十合為_レ升。三升為_二大_一升_一。十升為_レ斗。十斗為_レ斛。權衡。廿四銖為_レ兩。三兩為_二大_一兩_一。十六兩為_レ斤。
- (29) 一方、6 月 18 日作上の神王料鉄茎 2 枝には、「小」の注記はなく、「大」の注記のみがつけられている。この注記の意味については判然としないが、おそらく翌日 (6 月 19 日) 作上の神王料鉄茎 4 枝の重量が、当初は、小制によって計量されたので、それと区別する意味が込められているのではないだろうか。「3 両 3 分」から「4 両 1 分」へ、数値が訂正された理由については不明である。
- (30) 6 月 5 日作上「口出 1 具」の重量は、「二両小」の右横に「三分」「一両」という二種類の書き込みがある。「一両」の意味については不明である。しかし、「二両小」の抹消

は、「三分」と同じ朱書きによっていること、また、以下の本文で詳述するように、集計には「三分」が採用されていたと考えられるので、朱書きの「三分」が帳簿上での正式な把握であったと推測している。

- (31) 岡藤氏前掲書注 (8) 248 頁。
- (32) 八木充「奈良時代の銅の生産と流通」(『日本歴史』第 621 号、2000 年 2 月) では、長登銅山遺跡出土の木簡の分析によって、奈良時代における官営銅生産施設の実態を考察されている。参照されたい。
- (33) 『木簡研究』第 19 号 (1997 年)。
- (34) 拙稿「奈良時代のハカリ」(注 (18))。
- (35) 棹秤の構造については、小泉袈裟勝『秤 (はかり)』(法政大学出版局、1982 年) を参照のこと。

The Japanese System of Weights in the 8th Century

Akiko OHSUMI

Studied was the real state of Japanese weights in the 8th century (the Nara period) on the basis of the Shosoin-monjo (正倉院文書, the ancient documents preserved in the Shosoin Archive), particularly the books registering the purchase and supply of some balances. The result revealed that in Japan, differently from the Chinese custom of limiting the use of the shōkin (小斤, the weights which correspond to about 220g) to such lighter objects as medicine, there was no clear distinction between the use of the shōkin and that of the daikin (大斤, the weights of about 670g). Seemingly in practise, the shōkin had been preferred to weigh with such precision as one ryō (両, ca. 42g), while the daikin with lesser precision.